

# 宿泊税申告納入手続の流れ

## STEP① 宿泊者から宿泊税を徴収

1人1泊当たりの宿泊料金が5,000円（素泊まり・税抜き）以上の宿泊があった場合、宿泊者から宿泊税を徴収してください。税額は、1人1泊当たり200円です。

### 【宿泊料金に含まれるものの例】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・冷暖房料
- ・サービス料、奉仕料
- ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

### 【宿泊料金に含まれないものの例】

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の利用、休憩その他これに類する利用行為に係る金額（日をまたぐ6時間以上の利用は除く。）
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

※ 宿泊料金の考え方の詳細は松江市 HP「宿泊税」ページに掲載の「宿泊税特別徴収事務の手引」をご確認ください。

松江市 宿泊税



## STEP② 申告

### いつまでに？

毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を**翌月末日**※までに申告

※ 月末が土日祝日の場合 → 翌平日が期限

12月末日の場合 → 翌年1月4日（土日祝日の場合翌平日）が期限

【宿泊税納入申告書】

【宿泊税月計表】

### どうやって？

「**宿泊税納入申告書・月計表**」※<sup>1</sup>を市民税課諸税係へ**提出**※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 「宿泊税納入申告書・月計表」の様式は市 HP「宿泊税」ページ及び「宿泊税の申告納入」ページに掲載しています。「宿泊税納入申告書・月計表」は宿泊施設ごとに作成が必要です。

※<sup>2</sup> 納入すべき宿泊税額が0円の場合でも提出が必要です。

<提出方法（次のいずれかの方法により提出してください）>

- ① 「しまね電子申請サービス」又は「eLTAX」から電子申告
- ② 市民税課諸税係窓口に持参
- ③ 市民税課諸税係に郵送（消印の日付を提出日として取り扱います）

（裏面もあります）

# STEP③ 納入

## いつまでに？

毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を**翌月末日**※までに納入

※ 月末が土日祝日の場合 → 翌平日が期限

12月末日の場合 → 翌年1月4日（土日祝日の場合翌平日）が期限

## どうやって？

次のいずれかの方法により納入してください。

① 「eLTAX」から**電子納税**

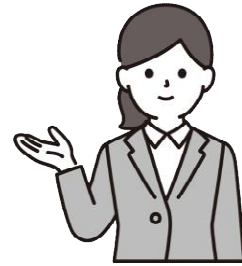
② 市から送付した「**宿泊税納入書**」の「**税額**」「**合計額**」欄に納入金額を記入の上、納入書裏面に記載の**金融機関等から納入**

【宿泊税納入書】

【申告納入期限を1日でも過ぎると…】

- ⚠ **加算金**や**延滞金**が課される場合があります。
- ⚠ **特別徴収事務交付金の算定対象外**となります。
- ⚠ 一定期間、**申告納入期限の特例**※の**適用対象外**となります。

※申告納入期限の特例制度の詳細は「**宿泊税特別徴収事務の手引**」をご確認ください。



## 宿泊税の申告は簡単・便利な電子申告で！

【利用方法】

① **しまね電子申請サービス**を利用

特徴：登録が簡単。半数以上の事業者が利用中。電子納税はできない。

※ 松江市 HP「**宿泊税の申告納入**」ページからアクセスしてください。

※ 詳しい手続は同ページ掲載の「**電子申告の手引き（しまね電子申請サービス版）**」をご確認ください。

松江市 宿泊税の申告納入



② **地方税ポータルシステム（eLTAX）**を利用

特徴：電子納税が可能。利用者 ID の取得に手間がかかる。

※ 詳しい手続は松江市 HP「**宿泊税の申告納入**」ページに掲載の「**電子申告・納税の手引き（eLTAX）版**」をご確認ください。

### ■ 申告書提出・問合せ先

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地 松江市役所本棟 2 階（22 番窓口）

松江市財政部市民税課諸税係（宿泊税担当）

TEL：0852-55-5154 E-mail：shiminzei@city.matsue.lg.jp（メールでの申告書提出は原則受け付けません）